

「次世代育成支援対策推進法」に基づく

宮松病院 行動計画

やりがいをもって職務に専念できるように、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の期間内において実施する行動計画を下記の通り策定しました。

1. 計画期間 令和 3年 1月 1日 ~ 令和 5年 12月 31日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
・取得率を男性職員：7%以上、女性職員：90%以上とすること

比較的高い水準で育児休暇の取得を達成できていますが、これまでのところ男性職員の取得実績がありません。これを少しでも改善できるよう育児休暇を取得しやすい環境を整備してまいります。

目標 2：小学校就学前の子を持つ有期契約労働者を含むすべての職員が、希望する場合に利用できる正社員と同様の短時間勤務制度を導入する。

就学前のお子さんを持つすべての職員が、働き方の選択として、短時間勤務制度を選択しやすい規定の整備を進め、負担の軽減に努めます。

目標 3：有期契約労働者を含む（但し、付与日数が6日未満の職員を除く）職員の年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間 6 日以上とする。

年次有給休暇が取得しやすいよう計画的な取得計画の策定と労働環境の改善を推進していくなかで、無理なく仕事と生活の両立と調和が図れるような職場環境づくりを目指していきます。

医療法人互舎会 宮松病院